

# 第1部 計画の枠組み



# 1 計画の目的

## (1) 府中市の障害者施策

府中市では、平成11年度に府中市総合計画を障害者福祉の視点から捉えなおした「府中市障害者計画」を策定し、初の障害者施策の総合計画として、障害のある人々がすべてのライフステージ（育ち、学び、働き、憩う）において地域での暮らしを続けられる社会をつくることを目的とした施策を展開してきました。

その後、平成15年度には障害のある人をはじめ、高齢者、介護保険、子育て支援、地域福祉を含めた府中市のすべての福祉に関する総合的な計画である「府中市福祉計画」を策定、その中で障害者計画を位置づけ、平成15～19年度を目標期間に地域生活支援センターの整備や地域生活支援や就労支援に関する具体的な目標を掲げて施策を展開してきました。

この間の社会福祉基礎構造改革では、介護保険制度の創設や支援費制度への移行、精神障害者に係る医療分野から福祉分野への施策の転換等、障害のある人を取り巻く情勢が大きく変化してきましたが、府中市では初の障害者計画での理念を継承しながら、新しい時代にふさわしい真の共生社会づくりを推進しています。

## (2) 障害者自立支援法のねらい

年金、医療、介護等社会保障制度改革のなかで、障害者福祉においては平成17年10月に「障害者自立支援法」が制定、平成18年4月から施行されました。

障害者福祉は平成15年度から支援費制度に移行したものの、事業や施設の体系がわかりにくく、使いにくい点があったことや、利用者の増加によりサービス水準の地域格差や財政上の課題が生じていました。「障害者自立支援法」はこれらの制度上の課題を解決するために創設されたものであり、新しい利用者負担の仕組みについては平成18年4月から、新しい事業・施設体系への移行については平成18年10月から段階的に進められています。

「障害者自立支援法」は、これまで独立した法律で運営されてきた身体障害、知的障害、精神障害の3障害を一つの法律で対応し、身近な区市町村が責任をもってサービスを提供するようにした点が大きな特徴です。

また、平成18年4月から開始されている障害程度区分の認定により、区市町村でサービスの支給決定が行われています。

図表 障害者自立支援法のポイント

**1 障害者の福祉サービスを「一元化」**

(サービス提供主体を市町村に一元化。障害の種類(身体障害、知的障害、精神障害)にかかわらず障害者の自立支援を目的とした共通の福祉サービスは共通の制度により提供。)

**2 障害者がもっと「働ける社会」に**

(一般就労へ移行することを目的とした事業を創設するなど、働く意欲と能力のある障害者が企業等で働けるよう、福祉側から支援。)

**3 地域の限られた社会資源を活用できるよう「規制緩和」**

(市町村が地域の実情に応じて障害者福祉に取り組み、障害者が身近なところでサービスが利用できるよう、空き教室や空き店舗の活用も視野に入れて規制を緩和する。)

**4 公平なサービス利用のための「手続きや基準の透明化、明確化」**

(支援の必要度合いに応じてサービスが公平に利用できるよう、利用に関する手続きや基準を透明化、明確化する。)

**5 増大する福祉サービス等の費用を皆で負担し支え合う仕組みの強化**

**(1)利用したサービスの量や所得に応じた「公平な負担」**

(障害者が福祉サービス等を利用した場合に、食費等の実費負担や利用したサービスの量等や所得に応じた公平な利用者負担を求める。この場合、適切な経過措置を設ける。)

**(2)国の「財政責任の明確化」**

(福祉サービス等の費用について、これまで国が補助する仕組みであった在宅サービスも含め、国が義務的に負担する仕組みに改める。)

新法では、サービス体系が大きく変わり、利用者及び施設が新たな体系での仕組みに移行する必要があります。新たなサービス体系は以下のとおりです。

**① 「自立支援給付」(介護給付、訓練等給付等)、「地域生活支援事業」の創設**

サービス体系が「自立支援給付」(介護給付、訓練等給付等)、「地域生活支援事業」に再編されました。「自立支援給付」は共通サービス、「地域生活支援事業」は各自治体の独自のサービスとして実施されます。

**② 「日中活動の場」と「住まいの場」の分離**

入所施設のサービスが昼と夜のサービスに分けられ、入所施設にいても日中活動事業を選べるようにすることで、障害のある人が住まいも含め、自分にあったサービスを選べるようになります。地域に住む障害のある人が入所施設の機能を利用でき、ソフト(事業)も含めた施設のポテンシャルが高まることが期待されています。

**③ サービス供給主体の緩和**

通所型事業は行政と社会福祉法人が担ってきましたが、現在小規模作業所を運営するNPO法人やその他医療法人、財団法人も運営できるよう規制緩和が行われ、サービスの拡

大が促されます。

#### ④ 就労支援の抜本的強化

全国的には養護学校の卒業者の半数以上が福祉施設に通っており、一般就労を果たした人がきわめて少ないのが現状です。これを変革するために、就労支援の受け皿づくりと雇用、福祉、教育等関係機関のネットワークを通じた雇用支援の具体的なプログラムをつくることとなっています。

### (3) 市町村障害福祉計画の策定

こうした新たな法に的確に対応していくため、障害者自立支援法第88条では、市町村が障害福祉計画を策定し、市町村における障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保について、次に掲げる事項を定めることとなっています。

- ① 各年度における指定障害福祉サービスまたは指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- ② ①の指定障害福祉サービスまたは指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- ③ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- ④ 障害福祉サービス、相談支援及び市町村の地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項

### (4) 本計画の目的

本計画は、障害者自立支援法に対し、府中市が掲げてきた障害者福祉の理念に照らし、府中市としての障害福祉計画の考え方と方針を明らかにする計画です。

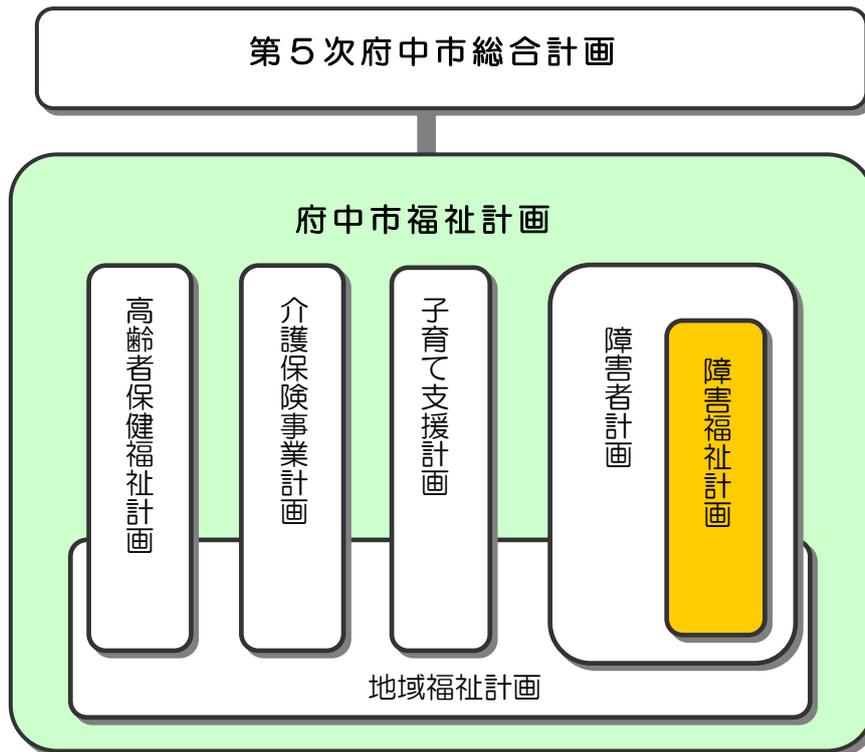
また、平成20年度までを計画期間とし、市民、当事者、関係者等の意見、その他の市の実情等をふまえ、平成23年度までの障害のある人の地域生活への移行や就労支援に関する目標設定と各種サービスの見込量及びその確保策を示すために策定するものです。

また、新たな法律に対応し、新たに設置される自立支援協議会や認定審査会など総合的な推進体制を構築していくために策定するものです。

## 2 計画の位置づけ

「府中市障害福祉計画」は、「障害者自立支援法」第 88 条の規定に基づく市町村障害福祉計画です。

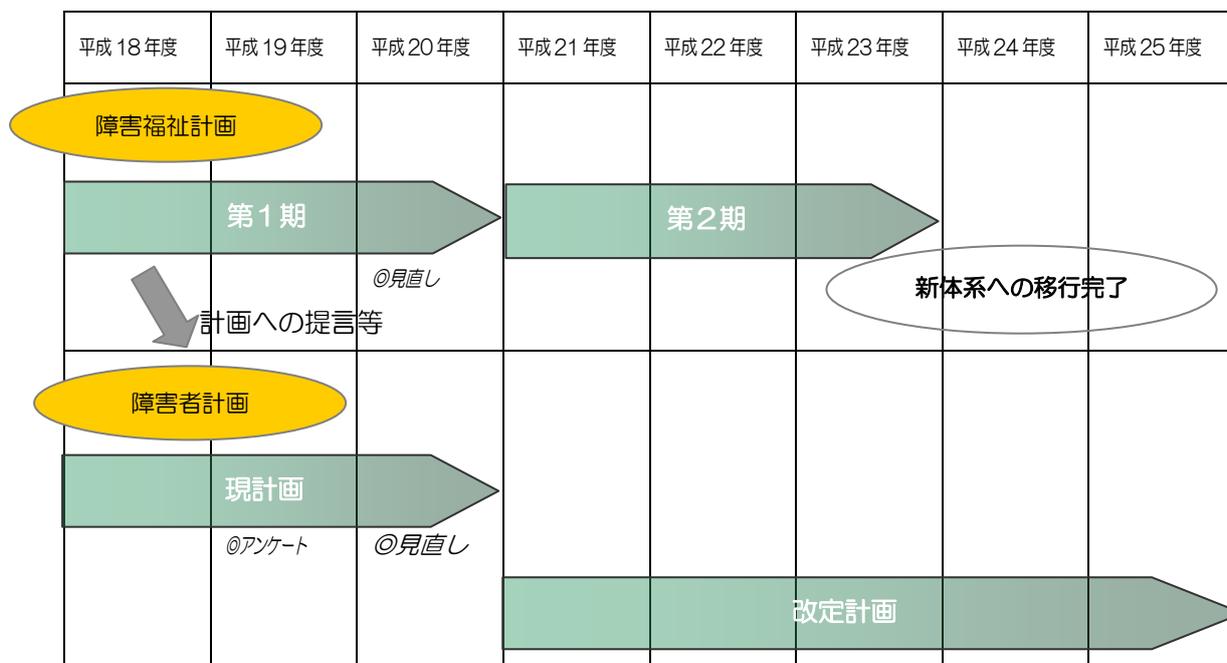
障害福祉計画は、障害者基本法第 9 条の規定に基づく障害者基本計画である「府中市障害者計画」（府中市福祉計画）と調和を保った計画です。



### 3 計画の期間

この計画の期間は平成18年度から平成20年度までの3年間とします。

なお、府中市福祉計画の計画期間終了に伴い、平成20年度には障害者計画の見直しを行うこととなっています。



### 4 計画策定の体制

計画の策定にあたっては、府中市障害福祉計画検討協議会において検討を進めました。